

1/27(月) **千葉県税理士会**  
**〔会場〕横芝光町役場2階**  
**第1・2会議室**

千葉県税理士会による令和6年分確定申告の無料相談を行います。

当日、会場で「入場整理券」を配付します。

**受付** 午前9時～午後3時30分

**相談** 午前9時30分～正午 午後1時～4時

**対象**

- ① 給与所得者・年金受給者
- ② 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和5年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方

※土地、建物、株式などの譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除を初めて受ける方を除く。

**持ち物**

- ・前年の確定申告書の控え
- ・スマートフォン
- ・マイナンバーカード
- ・勤務先または日本年金機構等から交付された源泉徴収

**票など**

※個人消費税の申告相談を希望される場合は、消費税率ごとに区分した帳簿などをご持参ください。

作成済み申告書の提出のみの受付は行いません。

**東金税務署**

☎0475(52)3121

**決算・確定申告相談会**

東金青色申告会横芝支部・光支部による早期提出のための出張相談会を行います。

**光地区**

とき 2月5日(水)

午前9時30分～正午 午後1時～4時

ところ 町民会館

**横芝地区**

とき 2月8日(土)

午前9時30分～正午 午後1時～3時

ところ 文化会館

**園(一社)東金青色申告会**

☎0475(52)1284

2/17(月)～3/17(月) **税務課**  
**〔会場〕文化会館**

町では、町民税・所得税の申告書の作成・相談、提出を受け付けます。

※受付開始時間に変更になりましたのでご注意ください。

**受付** 午前8時30分～11時 午後1時～4時

**相談** 午前9時～正午 午後1時～

※土・日曜日、祝・休日を除く

▼町では受けられない申告相談

次の申告に関する相談は、町では受け付けできませんので、東金税務署へご相談ください。

- 1 青色申告
- 2 土地・建物及び株式等の譲渡所得が含まれる確定申告
- 3 雑損控除
- 4 消費税
- 5 贈与税
- 6 相続税
- 7 初回の住宅借入金等特別控除
- 8 令和5年分以前の申告
- 9 準確定申告

**その他**

作成済みの申告書は、税務課窓口でも提出できます。

園税務課住民税班 ☎(84)1212

**確定申告は自宅からスマホで!** マイナポータル連携を利用してさらに便利に!

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。事前準備の詳細は、国税庁HPの「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備」をご確認ください。  
 ※源泉徴収票や控除証明書などの発行主体によっては、データが取得可能となるまでに数日を要する場合がありますので、余裕を持って事前準備を行ってください。

		
↑マイナポータル連携の詳細はこちらから	↑事前準備の詳細はこちらから	↑確定申告書の作成はこちら(国税庁：申告書等作成コーナー)

**公的年金等の源泉徴収票**  
 ～大切に保管を～

厚生年金、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受給している方へ、日本年金機構から「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から下旬にかけて送付されます。証明内容は、昨年中に支給された年金額や源泉徴収された所得税額などです。

この証明書は、確定申告の際の確認書類として必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。紛失してしまった場合は、再交付ができますので、ねんきんダイヤルや年金事務所に相談ください。

※障害年金や遺族年金は非課税のため、公的年金等の源泉徴収票は送付されません。

園日本年金機構  
 ・ねんきんダイヤル(ナビダイヤル)  
 ☎0570(05)1165

※050で始まる電話からかける場合  
 ☎03(6700)1165

**受付時間**

・月曜日 午前8時30分～午後7時  
 ※月曜日が祝日の場合は翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付

・火・金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
 ・第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※第2土曜日を除く祝日、12月29日～1月3日は利用できません。